

会社の大切なお客さんと、銀座で飲みや歌への大騒ぎ、帰宅の送りはハイヤーで…。その高額な支払いは、すべて会社の負担。この現象を評論家大宅壮一は「社用族」と名付けた。

会社の費用で取引先とゴルフの接待。庶民には馴染みが薄く、奢侈な遊戯。高級料理屋で芸者を交えての遊び、ゴルフ接待を「緑の待合」と言った。

サラリーマンが個人的に使用した飲食でも、会社に領収書を持って行き、交際費として、立て替えた例もあった。「領収書」などのざれ歌が流行した。何れも、昭和 30 年代以後の世相である。

交際費とは(取引)相手に、金員の支出で、関心をかうことにある。

支出を野放しにすると、高額資本金の法人は、自由に支出が可能、取引競争が有利になる。

飲食が、接待交際費の主たる支出だが、ある大企業が外国の王様に飛行機を贈ったものが、交際費と認定された。

このように会社の過剰接待に歯止めをかけようと、交際費に課税策を講じた。交際費課税は昭和 29 年租税特別措置法(第 61 条)として創設された。朝鮮騒乱で日本が好景気だった。乱費冗費を抑止し、内部留保を高める目的がある。

創設当時は、「二年間の当面の間」だった。当面の間が、60 年経過した現在でも継続している不思議な法律だが、創設の心は不変である。

大企業ほど交際費を使って、商取引を有利に出来るから、税法で縛り、中小零細企業保護も目的の一つに挙げられている。個人事業者には適用されない。

国税庁法人企業の実態から見た企業の年度別交際費支出は

- ・ 昭和 38 年度支出額 4,562 億円  
損金不算入額 397 億円
- ・ 昭和 48 年度支出額 1 兆 6459 億円  
損金不算入額 5,156 億円…この年度から支出額が 1 兆円を超えた。
- ・ 平成 4 年度 6 兆 2,078 億円  
損金不算入額 3 兆 2,896 億円…バブルの影響で最高額を示した。当年度以後、支出額は減少する傾向。

最近年の統計では、平成 24 年度支出額 2 兆 9,010 億円。少し上向きになった。

不算入限度額は、時々改正されて、限度控除額が 200 万円→400 万円→600 万円。そして 25 年度から 800 万円となり、資本金 1 億円超の法人でも、支出額の半分まで損金算入を認めることとなった。

この策は、法人税の負担を減少させること、消費景気向上の為に引き上げたことが、大きな理由である。そもそも交際費は課税する客体では無いからだという説がある。

交際費支出は、会計的見知からすれば当然に損金(必要経費)。平成 6 年、使途を明確にしないのなら(使途秘匿金)として、課税することを決めた。使途を隠しても損金なのに、と課税に所管官庁が異論を唱えたが押し切られた。

